

人財課の所管に係る地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第10号

人財課の所管に係る地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整備に関する規則

(大和市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 大和市職員の職の設置に関する規則(昭和40年大和市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「大和市職員定数条例(昭和27年大和町条例第2号)別表に規定する」を削る。

第4条を次のように改める。

(臨時又は非常勤の職の種類等)

第4条 前条に規定する職のほか、臨時又は非常勤の職を置く。

2 前項に規定する臨時の職には、臨時的任用職員(次に掲げる職員をいう。)をもって充てる。この場合において、事務に従事する者を事務嘱託とし、技術に従事する者を技術嘱託とし、用務に従事する者を用務嘱託とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の3第4項の規定により任用される職員

(2) 法第26条の6第7項第2号の規定により任用される職員

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号の規定により任用される職員

3 第1項に規定する非常勤の職には、非常勤職員(次に掲げる職員をいう。)をもって充てる。

(1) 法第22条の2の規定により任用される職員(同条第1項第1号に掲げる職員に限る。)

(2) 法第28条の5第1項又は法第28条の6第2項の規定により任用される職員

(3) 大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年大和市条例第21号)第4条の規定により任用される職員

(大和市職員の任用に関する規則の一部改正)

第2条 大和市職員の任用に関する規則(昭和51年大和市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「大和市職員定数条例（昭和27年大和町条例第2号）に定める市長の事務部局の職員」を「大和市職員」に改める。

第14条中「に規定する方法」を「の各号に掲げる任用の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第2号に定める方法の基準については、市長が別に定める。

第14条第1号中「の場合は、口頭試問」を「口頭試問」に、「による。」を「(」に改め、同号ただし書中「できる。」の次に「)」を加え、同条第2号中「の場合は、勤務成績」を「勤務成績」に改め、「によるものとし、それらの基準については、市長が別に定める。」を削る。

第15条の見出しを「(条件付採用期間)」に改め、同条第1項中「又は非常勤職員の任用」を削り、「条件付採用」を「条件付採用」に改め、同条第2項中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改める。

第16条の見出し中「条件付採用」を「条件付採用」に改め、同条中「条件付採用期間中」を「条件付採用期間中」に改め、同条中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改める。

第17条を次のように改める。

(会計年度任用職員の条件付採用期間等)

第17条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員に対する前2条の適用については、別に規則で定める。

第18条の見出しを「(非常勤職員の採用)」に改め、同条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による職員」を「非常勤職員」に改める。

第19条を次のように改める。

(臨時的任用)

第19条 市長は、臨時的業務が発生し、大和市職員定数条例（昭和27年大和町条例第2号）第2条に規定する職員（以下この項において「正規職員」という。）の職に欠員を生じた場合において、法第17条の2第2項の規定による採用の方法により正規職員を任命するまでの間欠員にしておくことができない場合に限り、臨時的任用を行うことができる。

2 前項の規定により臨時的に任用する職員（次項において「臨時的任用職員」という。）の任用期間は、法第22条の3第4項若しくは第26条の6第7項第2号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号に規定する期間内とする。

3 臨時的任用職員の任用は、選考により決定するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたと者については、この限りでない。

第20条の見出しを「(委任)」に改める。

(大和市の条件付採用職員および臨時的に任用された職員の分限に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 大和市の条件付採用職員および臨時的に任用された職員の分限に関する条例施行規則(昭和51年大和市規則第10号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市の条件付採用職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例施行規則

第1条中「大和市の条件付採用職員および臨時的に任用された職員の分限に関する条例」を「大和市の条件付採用職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例」に改める。

第2条第4項中「又は臨時職員等登録カード」を削る。

(大和市一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 大和市一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例施行規則(昭和51年大和市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「における給与」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については報酬。以下同じ。)」を加える。

(大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第5条 大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年大和市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第20条の2第7項中「手続き」を「手續」に改める。

第27条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第36条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第38条とする。

第35条の見出し中「勤怠管理システム」を「電子情報処理システム」に改め、同条第1項中「勤怠管理システム(」を「本市の)」に、「で人財課が所管するものをいう。」を「(」に改め、同条を第37条とし、第34条の次に次の2条を加える。

(臨時的任用職員の勤務時間等)

第35条 臨時的任用職員の勤務時間、週休日、休憩時間、休日、時間外勤務、休日勤務、週休日の振替等及び休日の代休日については、正規職員の例による。

(臨時的任用職員の休暇等)

第36条 臨時的任用職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間(第4項において「休暇等」と総称する。)とする。

- 2 任命権者は、別表第5に掲げる継続勤務期間及び任用予定期間の合計期間に応じ、同表に定める日数を年次休暇として臨時的任用職員に与えるものとする。この場合においては、条例第12条第2項、第4項前段及び第5項の規定を準用する。
- 3 条例第13条の規定は、臨時的任用職員（6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している者に限る。）の療養休暇について準用する。
- 4 前3項に定めるもののほか、臨時的任用職員の休暇等及びその承認、請求等の手続については、正規職員の例による。

別表第4第3号中「として」の次に「の」を加え、同表第9号中「回数）」の次に「とし、」を加え、同表第16号中「疫病」を「疾病」に改め、同表第18号本人関係の項中「甥姪」を「甥姪^{おいめい}」に改め、同表第21号中「より」を「よる」に改め、同表中

特別 休暇	連続する7日の範囲内で必要と 認める期間
	その都度必要と認める期間

を

特別 休暇	連続する7日の範囲内で必要と 認める期間
	その都度必要と認める期間

に改め、同表備考第1項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第5（第36条関係）

継続勤務期間及び任用予定期間の合計期間	付与する合計日数
2月未満	2日
2月以上3月未満	4日
3月以上4月未満	6日
4月以上5月未満	8日
5月以上6月まで	10日
6月を超え7月未満	11日
7月以上8月未満	12日
8月以上9月未満	14日
9月以上10月未満	16日
10月以上11月未満	18日
11月以上	20日

備考 地方公務員法第22条の3第4項後段の規定により任用を更新された臨時的任用職員が、更新前の任用期間において与えられた年次休暇の日数のうち、当該期間に受けなかった日数又は時間があるときは、更新後の任用期間にこれを年次休暇として繰り越すことができる。

(大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年大和市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の2条を加える。

(条例第2条第4号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員)

第1条の2 条例第2条第4号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であつて、1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

(条例第2条の3第3号イの規則で定める場合)

第1条の3 条例第2条の3第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないことと

なった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

2 前項の規定は、条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第4条に次の1項を加える。

2 第2条第2項本文の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第8条第2号中「(同条第5号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)」を削り、「期間」の次に「(大和市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年大和町条例第1号)の規定により支給する期末手当に限る。)」を加え、同条第3号中「(昭和29年大和町条例第1号)」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則第35条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間(大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年大和市条例第4号)の規定により支給する期末手当に限る。)

第8条の6の次に次の1条を加える。

(条例第19条第2号イの規則で定める非常勤職員)

第8条の7 条例第19条第2号イの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で、1年間の勤務日が121日以上であり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

第11条の見出し中「勤怠管理システム」を「電子情報処理システム」に改め、同条第1項中「勤怠管理システム(」を「本市の」に、「で人財課が所管するものをいう。」を「(」に改める。

(大和市職員考査委員会規則の一部改正)

第7条 大和市職員考査委員会規則(昭和51年大和市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「大和市の条件附採用職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する

条例」を「大和市の条件付採用職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例」に改める。

(大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和44年大和市規則第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「～第11条」を「一第11条」に、「～第16条」を「一第16条」に、「～第23条」を「一第23条」に、「～第30条」を「一第30条」に、「～第32条」を「一第32条」

「第10章 臨時職員等の給与(第48条～第57条)
に、「～第47条」を「一第47条」に、
第11章 雑則(第58条～第60条)」

を「第10章 雑則(第48条～第50条)」に改める。

第35条第5号を次のように改める。

(5) 会計年度任用職員

第38条第3項中「第35条第5号に掲げる職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者及び」を削る。

第10章を削る。

第58条中「別表第5」を「別表第4」に改め、第11章中同条を第48条とする。

第59条の見出し中「勤怠管理システム」を「電子情報処理システム」に改め、同条第1項中「勤怠管理システム(」を「本市の」に、「で人財課が所管するものをいう。」を「(」に改め、同条を第49条とし、第60条を第50条とする。

第11章を第10章とする。

別表第4を削る。

別表第5中「第58条」を「第48条」に改め、同表を別表第4とする。

(大和市一般職の職員の診療手当に関する規則の一部改正)

第9条 大和市一般職の職員の診療手当に関する規則(平成19年大和市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

(大和市臨時的任用職員及び非常勤職員の任用等に関する規則の廃止)

第10条 大和市臨時的任用職員及び非常勤職員の任用等に関する規則(昭和50年大和市規則第59号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

2 大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和50年大和市規則第55号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「勤怠管理システム」を「電子情報処理システム」に改め、同条第1項中「勤怠管理システム(」を「本市の」に、「で人財課が所管するものをいう。」を「(」に改める。